令和６年度第３回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	令和７年３月４日（火）午後２時００分～午後３時３０分
開催場所	平塚市役所　本館５階　入札室
出席委員	大谷　孝徳　委員長 梶田　佳孝　委員 柴田　直子　委員 小澤　敦史　委員
事 務 局	契約検査課、博物館、下水道整備課・道路整備課、交通政策課、教育施設課
傍 聴 者	なし

Ⅰ　開会　契約検査課長が挨拶し、大谷委員長の進行で開会する。

Ⅱ　議題１　入札・契約手続の運用状況報告
　　発注工事総括表及び発注一覧表について
【事務局から、現時点での指名停止の状況や、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち令和６年１０月１日から令和６年１２月１６日までに入札公告が行われた案件、令和５年度に平塚市で執行された契約金額１千万円以上の物品・委託の案件について、契約金額、落札率などを説明した。】

委員長：質問がなければ議題２に移りたいと思います。

議題２　抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた柴田委員から抽出理由を説明願います。
委　員：（審議案件抽出理由説明書のとおり）

（１）平塚市博物館施設管理業務（長期）
抽出理由：競争入札に付し落札者がおらず結果最低価格を示した業者と契約したため、１者随契であるとされるが、その経緯を確認するため
委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。
【博物館から業務の概要を説明】
【契約検査課から随意契約となるまでの経過を説明】

委　員：平塚市契約規則の 39 条で、原則は 2 者以上から見積もりを取らなければならないとなっており、今回例外に当たるただし書きの特例各号に当たらないという判断にもかかわらず、見積もりを 1 者のみから徴収しているという点について理由等あれば伺いたい。

事務局：本案件については、最初は一般競争入札から始まっている。一般競争入札で不調になった場合、見積もりを 2 者から取るというような規定は特にはなく、地方自治法の施行令に基づいて不落随契となる。不落随契の方法については、特に明文化した規定はない。まずは、最低の入札額を提示した業者に第 1 交渉権があり、見積もりをとらせていただき予定価格内で収まれば、第 1 交渉権の業者と随意契約ができるというのが、本市の随契ガイドラインに掲載している 8 号の内容である。その際、2 者から取る必要はないと考えている。
39 条で述べているのは、最初から随意契約にて契約行為をする場合は、当然見積もりを 2 者以上取らなければいけないという規定である。

委　員：39 条だけを見ると、ただし書きに当てはまらないのであれば、2 社から見積もりをとらなければならないと読め、今回の資料にも 39 条ただし書きに該当なしと記載されているが、それでも 1 者からというのが違和感を覚えるところなので、資料を含め規則の規定等が、少し実情に即していない、すべて網羅し切れていないという印象を受けるので、規則の改正等も含めてご検討いただきたい。

事務局：資料に「39 条のただし書きなし」と表記すべきか少し疑問が残るところではある。入札を行った案件が不落随契になった場合、1 者随契というのは当然という考えである。資料に「39 条のただし書きなし」の表記が誤解を招いているかもしれない。その辺は内部でよく調整をさせていただきたい。

委　員：入札者が全て予定価格超過ということだが、予定価格の設定は順当だったといえるか。

事務局：詳細については担当課でないとわからないところだが、基本、当初予算に計上している業務であれば、事前に見積り等をとってその額と予算額との折り合いで予定価格を算出する。当初予算であれば９月頃見積りを取っている。新年度が稼働する半年前に予算化しているため、昨今の労務費の増加等による差は出てしまい、契約時に時勢と合わなくなるということもある。ただし、予算以上を設計価格にはできないため、予算額に見合う額で設計をさせていただいている。

委　員：この会社は、現在も継続で契約中という認識でよいか。

事務局：そのとおりである。現在もお願いしている会社である。

委　員：不調ということで、入札者数は充分か確認したかった。一応これだけの業者の方が入札に参加をしていて、2 回目も参加していた上でということが確認できた。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

（２）<u>南金目８５号線改良工事</u>

抽出理由：道路工事の中で金額が高いものなので、経緯を確認したい

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【道路整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委　員：1 回目の応札者が 2 者ということか。また、入札者がこれだけ少ないといことは、道路工事、下水道工事等土木工事ではよくあることか。

事務局：そのとおりである。また、土木工事の応札者としてはかなり少ない。はっきりした理由は不明だが、年度途中の工事ということもあり、大手はほかの工事で手一杯、昨今の技術者不足の状況も鑑み、平塚市内本店で中小企業となると最終的な参加者は少なくなってしまうことが推測される。

委　員：本案件の応札者が少ない背景には、技術的に難しい工事であったということもあるか。

事務局：本案件は、道路工事と合わせたこの地域の公共下水接続工事である。深さはそこまでなく、道路は行止まりの道路であり、下水道工事に関しては問題ないと判断している。道路工事でアスファルト舗装をかけるが、面積的にもそれほど大きくなく難しい工事ではないという認識である。先ほど契約検査課からお話しした様に、参加意思を示した業者は多かったが、応札したのは 2 者しかいないというのは、やはり、後半になってくると業者側が、手一杯になってきて、手が回らないという現実があると認識している。余談になるが、先日、当課から直接発注をした工事案件で、12 月補正予算にて継続事業という形で工期も長めにした案件があった。参加意思を示す段階では 18 者の業者がいたが、応札してきたのは 2 者のみで結局不調となった。

委　員：1 年のうち、どの時期だと応札者が少ないというのは、毎回同じものではない発注する工事の内容や時期、業者の受注状況等もあるため年によって違うということか。事前にうまく調整するものか

事務局：年度毎に発注予定見通しというものを業者に示しているが、それ以外に臨時発生する工事はあり、また、業者側も平塚市外の工事も受注しているため、どの案件を選定し、どこに注力していこうと調整を図っていると想定される。また、本案件の金額だと専任要件は無いが、基本、ひとつの工事につき必ず技術者 1 人を専任で置かなければならないため、1 業者が際限なく工事案件を取ることはできなくなる。そのため、年度当初に工期が 1 年間丸々ある工事の受注者になると、年度途中の受注者となることは難しいというのは、現実的に生じている状況である。本市も平準化施策にて 1 年間満遍なく工事の受注ができるよう考慮しているが、やはり年度の縛りでどうしても偏りが生じている。引き続き平準化には努める。

事務局：平準化に補足する。当初予算である程度発注の見通しがわかるということだが、本案件も 9 月補正予算で確定し、年度途中での発注という形になったものである。やはり、当初予算である程度、業者が決まっていく中で、後半の発注になってしまった点も要因の一つと考える。

委　員：発注する、金額設定する等その他入札より前段階の市の業務の中で、安全性と公平性を両立させるために、どのような基準を設定しているか、どのような手順を踏んでいるのか可能な範囲で確認したい。審議案件の抽出時に全体的に生じた疑問である。

事務局：下水道の部署では、国のガイドラインに基づいた法定点検があり、硫化水素等が発生しやすく、腐食の恐れが大きい箇所を 5 年に 1 回法令点検を実施している。その点検をもとに、緊急的な修繕工事で対応するものと、通常の工事発注で対応できるものは優先順位をつけて計画的に工事発注している。また、市独自の管路の点検も行っている。平塚市内で一番初期に

下水道整備を行ったのは駅周辺から南側のエリアで、すでに 50 年以上経過している部分もある。市内の下水道区域全体を 10 エリアに分け、エリア順に毎年点検を行い、10 年 1 サイクルで 10 エリアを一周りできる点検方法をとっている。その中で、事前にわかるところは修繕し、計画的に長寿命化を図っていくという予防保全型の仕組みにて管路の補修工事を発注している。

事務局：平塚市道の下水道は管路の損傷具合、傷み具合等確認しているところだが、道路の部署では、どういったところに空洞があるかという空洞調査を、同じく 5 年に 1 回行っている。平塚市には約 800km の道路があるが、主に市が指定している緊急輸送道路の補完道路、幹線道路というところを約 100 km 程抽出し路面空洞調査を行っている。

委　員：資料の参加条件により、インセンティブ活用型とかいう条件があるが、これを踏まえて入札参加可能業者数 23 者ということか。この条件がなければもっと多かったという認識でよいか。

事務局：本案件は土木一式で A 格付けの中から災害協力事業者のみを選定して、制限付きの一般競争入札をさせていただいている。災害協力事業者というのは、平塚市と災害時の災害復旧に関する協定を結んでいる業者、もしくは協会に加盟している業者である。それ以外の業者については、今回の入札の参加対象外となっている。設計金額が１千万～５千万までの案件の何割か、工事主管課と契約検査課との協議で限定的に災害協力事業者ということでインセンティブを付けるか否か決定している。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

（３）平塚駅南口駅前ロータリー改修に向けた調査設計委託

抽出理由：道路、と書かれている中から一般競争入札の契約を選びました。一般競争入札の手続きの中で公正さを確保しつつ、工事の質を担保するために、市側が事前に行っている基準づくりについて

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【交通政策課から業務の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委　員：この様な内容の設計業務について、設計金額を予測するのが難しいものなのか。最低制限価格未満での入札者が多い印象を受けた。

事務局：コンサルの設計金額は、人工や業務期間等かなり単価が定められている基準があり、設計金額を算出するのは、そこまで大きく外れるものではないと考えている。本案件でも落札した横浜エンジニアリング（株）と（株）オオバの 2 者の入札は同額であった。これは本市が提示した条件をそのまま積算した結果であると考えられる。最低制限価格未満の入札があったということは、何らかの読み間違い、古い単価を使ったこと等が推測される。

委　員：この案件については、何か特別な事情があったか。

事務局：この設計については、南口ロータリーの測量、概略設計、基本設計及び交通量調査となっている。この設計にて、いくつか案を出していただき、選定、実施設計、工事着手という流れ

である。また、先ほど申しあげた自動運転バスの実証実験も行っており、実際に動かしたいという目標を見据えながら、この設計業務委託を進めていく。本案件自体は年度繰越をしており、来年度中に終わるが、その先はどの様な設計になるかによって工事の規模等が決まってくる。自動運転バスの実証実験にて、完全な自動運転を開始するという目標を立てているため、そこを見据えながら進めている。

委　員：本案件のコンサルの道路の地域要件に関して、道路、建築設計、下水道、都市計画等これらの工種は、金額が低くても県内でも受注できるようなかなり広い域要件がとられている。仮にこの案件について、地域要件を例えば市内とか準市内に狭めた場合には、ほとんど入札されることが期待できないようなところなのか、だからこそそういった要件になっているのか等その点を確認させていただきたい。

事務局：お見込みのとおり。市内にコンサル業者がほとんどなく、あるのは近隣に本店があり市内に受任者のある業者である。コンサルに関してはほとんど県内受任というところまで地域区分を広げている。金額が少ない案件は県内本店までとしているが、ある程度の業者数がないと競争自体の担保がとれないため、工事と違いこの様なコンサルの案件については地域区分を広くとらざるを得ない。

委　員：質問をした趣旨が、本案件の様に平塚市民の方の生活にかなり密接したものかと思っており、できれば平塚市内の業者さんが担当できればいいんじゃないかというイメージがあったが、それが難しい現実があるというところを知ることができた。また、平塚にもそういった業者ができて欲しいと感じた。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

（４）平塚市美術館改修工事（設計業務委託その２）（以下、「その 2」）

抽出理由：金額の高い随意契約なので、経緯を確認したい

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【教育施設課から業務の概要を説明】

【契約検査課から随意契約の経過を説明】

委　員：公共工事随意契約審査会での審議だが、具体的に業者名を出して審議されたということか。また、見積り合わせはどうなっているか。

事務局：随契審査会では、すでに該当するのは一者ということを前提に審査をかけており、具体的な業者として日建設計との随意契約することについて審議している。そのため、基本的にこの案件について見積もりは他社からとっていない。

委　員：資料を拝見すると、平成 29 年の案件と密接な関係があり、この業者を選出したように見えるが、割と時間が経っており、その間にこの業者の技術力の変化や、適切な業者の有無が生じていたとも考えることもできるが、他の業者との契約についてはあまり想定をせずに、最初から随意契約ということか。

事務局：最初にこの美術館の設計をしたのが日建設計、平成 29 年時に美術館の現状の劣化度の調査（以下、「H29 劣化度調査」）をしている。その後、本抽出案件等という流れである。その H29 劣化度調査の後に、「平塚市美術館改修工事（設計業務委託その１）」（以下、「その 1」）にて設計をし、改修設計を行っている。その際、再度 H29 劣化度調査を元に、必要となる工事内容、工事費及び工事期間をおおまかに算出した。その流れを受け、本抽出案件のその 2 で、より具体的な工事に向けた基本設計、実施設計を行っていく。そういう流れの中で、日建設計一者で随契ということで進めている。

なお、一般委託であれば、本市の規定上、基本、契約検査課を介さず担当課で執行するものとなっている。H29 劣化度調査はあくまでも一般委託の位置づけで、美術館が当初設計したところに調査委託している。その 1、その 2 は、直後に工事を見据えての設計であるため、工事関係業務委託という位置づけで契約検査課を介し設計委託している。

事務局：その１、その２の案件ともに、この 1 者でよいか庁内の随契審査会に諮り、審議を経て契約決定している。また、他の業者を交えたとしても、通常の庁舎等と違い美術館という特殊な建物であるため、この美術館の調査・設計に関するノウハウを一から把握する必要があり、この業者以上に積算額が高くなることも推測される。この美術館の詳細までよく把握されている業者に委託するのが結果的に良いと判断している。

委　員：美術館自体が特別な建物であるため、その建物の補修についても特別な技術が必要であり、当初、建設された業者がその技術を確実に持っているということか。

事務局：美術館という用途の建物自体、日本全国中にそこまで数があるわけでもない。工事の難しさもあるが、美術品を保護するために 24 時間換気空調をかけており、設備も含めてかなり特異な建物である。いくつかの事務所に伺ったが、どこの設計事務所でも設計できるというようなものではなく難しいということを我々もヒアリング等で確認した上で、日建設計が妥当と判断した。

委　員：資料の中に「国交省の指導では総工事費の 10%程度であれば妥当」という判断があったようだが、総工事費というのは、設計についてはこの日建設計に委託するが、実際の具体的な工事になったとき競争入札とするのか。

事務局：工事発注は、基本、一般競争入札によって工事業者を決定するが、直後にある実施設計の中で算出された金額等をもとに、一般競争入札、ＤＢ方式及びＰＦＩ方式にするかは、再度そこで条件設定をする。

なお、最初の抽出案件にて 39 条のただし書き等について御指摘いただいたが、本抽出案件は随契審にかかる案件であり、一者随契の理由として 39 条のただし書きの 2 号が該当となっているが、先ほどの不落随契の場合は本来 39 条を適用することが難しいというようなところがあるため、その点はよく整理させていただきたい。

委　員：その 1、その 2 についてそれぞれ詳細を確認したい。

事務局：その 1 では、H29 劣化度調査をもとに、どういう内容で進めるべきかという基本計画を立てている。その 2 では、その１の基本計画を受け基本設計・実施設計を行っている。また、「官庁施設の設計業務等積算基準及び参考資料」という設計費用算出の基準となる資料の中で、特異な用途の建物については、実態に合わせることという文言がある。本抽出案件はそれに該当しており、実態に合わせるため、日建設計から見積もりをいただき、それをもとに設計

を組んでいる。見積もりは１者のみのであるものの、この様な基準をもとに担当課も積算しており、設計金額の妥当性はあるものと判断している。

委員長：質問がなければ議題３に移りたいと思います。

議題３　その他

委員長：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの御連絡は下記のとおり

・次回定例会の日程調整の依頼
・次回抽出委員の確認

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。
契約検査課長：御意見ありがとうございました。

以　上
（午後３時３０分閉会）